

酒々井町農業委員会総会会議録

令和2年8月5日（水）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時から午後4時まで

局長 定刻になりましたので、ただいまから令和2年8月の農業委員会総会を開会いたします。はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 ありがとうございます。ここからの議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の総会は、議案2件、その他2件ですので、よろしくお願ひします。本日の議事録署名委員に、3番石橋委員、5番木我委員を指名します。また、書記に事務局の大坂主査を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明を求めます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、中川在住者、借受者は、成田市在住者です。設定場所は、伊篠の農地4筆です。地目は畑、面積は合計で、7462.68㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は、賃借権です。賃借料は、年、10a当たり10,000円です。設定期間は、1年の新規ということです。位置につきましては、2ページをご覧ください。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員の斉藤委員から補足説明等ありましたらお願いします。

斉藤推進委員 対象となっている4筆のうち、伊篠〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇については問題ありません。残りの2筆、伊篠〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇についても、

従前の登記地目が宅地でしたが、地目変更を行い、畑として利用権設定を行いますので問題ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 特にないようですので、これから第1号議案 農用地利用集積計画について、採決を行います。原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）についてを議題とし、事務局より説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、説明させていただきます。資料は3ページからになります。第1の基本的な考え方ですが、平成28年農業委員会改正法により、農業委員会の重点業務が、農地利用最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）であることが明確化され、新たに農地利用最適化推進委員が設置されました。これに伴い、酒々井町農業委員会が、農業委員と推進委員の連携を密にし、農地利用最適化の推進に取り組むにあたっての具体的な目標と推進方法を指針として定めようとするものです。この指針につきましては、町ホームページで公表している「目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき作成したものであり、3年ごとに見直すこととなっております。続きまして、第2の具体的な目標と推進方法についてですが、まず、1の遊休農地の発生防止・解消になります。令和2年8月現在、管内の農地面積が592.5haで、遊休農地面積が45.3ha、遊休農地の割合は7.64%となっております。これに対する3年後の目標としましては、管内の農地面積が、転用等で毎年1%減少す

ると仮定し 574.7ha、遊休農地面積も毎年約 5 % (2.3ha) 解消し、3 年後には 38.4ha、遊休農地の割合 6.68%としようとするものです。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法につきましては、議案審査後のその他でも説明させていただきますが、遊休農地の利用状況調査を行うとともに、新しく発見した遊休農地については、貸付者が今後所有する遊休農地をどうするのか利用意向調査を行います。利用意向調査の結果を基に、農地所有者及び農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けを行います。続きまして、2 の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、令和 2 年 8 月現在の管内農地面積 592.5ha に対し、農地利用集積面積が 59.3ha、集積率は、10%となっております。これに対する 3 年後の目標としましては、管内農地面積を 574.7ha と仮定した上で、農地利用集積面積は、毎年約 5ha 集積し、3 年後には、74.3ha、集積率 12.93%としようとするものです。まず、担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法につきましては、「人・農地プラン」の見直し等地域での話し合いに、農業委員及び推進委員が積極的に参加することとします。また、町、農地中間管理機構等と連携し、高齢となった農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うこととします。農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえて、利用調整・交換と利用権の再設定を推進するとともに、将来的に離農する可能性のある農業者を把握したうえで、認定農業者へ情報提供し、農地の利用集積を図ることとします。続きまして、3 の新規参入の促進について、先程訂正させていただきましたが、令和 2 年 8 月現在、新規参入者の個人は 1 経営体で、経営面積が 1.2ha、新規参入者の法人が 0 経営体、経営面積が 0ha となっております。これに対する 3 年後の目標としましては、新規参入者の個人が毎年 1 経営体 0.5 h a の参入を目標とし 3 経営体、経営面積 1.5ha、新規参入者の法人も毎年 1 経営体 1 ha の参入を目標とし 3 経営体、経営面積 3ha としようとするものです。新規参入の促進に向けた具体的な推進方法としましては、農協や農業事務所等と連携することで、借入意向のある認定農業者や新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。また、農業者の高齢化等、遊休化のおそれのある農地を把握し、新規就農等を促進する

とともに、新規就農者については、各種補助制度の斡旋や農地の確保等、積極的な支援を行います。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局から説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。特に、推進委員さんで、何かご意見等ございましたらよろしくをお願いします。

石渡農業委員 酒々井町において認定農業者が少ないことについて、私も昨年度より増えるように働きかけていますが、増えない要因はどのあたりにあるのでしょうか。経営面積が少ないこと、勤めていて町内に在住していないこと等がネックとなっているのですか。

局長 若い後継者がいないことが最大の要因であると考えます。経営面積が少ない方、勤めていて地元にはいない方等であっても5年後に所得570万円の目標が実現可能な計画を立てれば認定農業者となることは可能です。仮に5年後に所得目標が実現できなくても、実現可能な形に計画を見直すことで継続できます。ただし、現実的には、経営面積が少ない方、勤めていて地元にはいない方等の場合、農業で生計を立てていけるだけの所得を実現可能にすることが難しく、この点が大きなネックといえます。人・農地プランについて現在、酒々井町全域で一つ制定されていますが、今後、具体的に各地域で後継者となる担い手を特定していく形での見直しを行っている途中ですが、なかなかそのような方がいないのが実情です。

議長 他にないようですので、これから採決を行います。第2号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、事務局案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、事務局案のとおり決定します。

議長 次に、その他の（1）遊休農地利用状況調査について、事務局より説明を

お願いします。

(遊休農地利用状況調査についての説明)

議長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質 疑)

議長 特にないようですので、事務局説明のとおり、よろしくお願いします。

議長 次に、その他の(2)その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

局長 特にありません。

議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局長 耐震工事の関係等で4日の金曜日に中央公民館1階の会議室でお願いしたいのですがいかがでしょうか。

議長 ただ今、4日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、4日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を下ろさせていただきます、事務局にお返し致します。慎重審議ありがとうございました。

局長 それでは、これで8月の総会を終了させていただきます。本日は、この後10分間の休憩をとりまして、印旛農業事務所と千葉県園芸協会より農地中間管理事業に係る協議を行いたい旨のお話がありましたのでよろしくお願いします。